

令和2年度厚木市サッカー協会社会人委員会登録要項及び罰則規定

第1条 厚木市サッカー協会社会人委員会への登録資格条件

次の条件を満たした場合は、厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができる。

- (1) 通常リーグにおいては、審判員資格者が3人以上(日本協会公認審判員1人以上を含む。)、フレンドリーリーグにおいては、審判員資格者が3人以上を有すること。
- (2) 黒色の審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)を3着以上有すること。
- (3) ラインカー1台、100m以上のメジャー1個、コーナーフラッグ1式を有すること。
- (4) 本協会の会議、事業及び市体育協会事業に積極的な参加と協力ができること。
- (5) 本要綱で示す大会等の運営に支障をきたすことがないこと。
- (6) 登録選手数は、16名以上とする。
- (7) 登録できる選手は、日本サッカー協会の第2種区分に該当する者のうち、他の団体(高校のサッカー部または、クラブチーム)に所属していない者及び、日本サッカー協会の第1種区分に該当する者のうち、他の団体(大学のサッカー部または、地域リーグ以上の社会人チーム)に所属していない者とする。
- (8) チームの代表者は、20歳以上の者とする。

第2条 厚木市サッカー協会社会人委員会への登録

第1条の条件を満たすチーム、団体等は、厚木市サッカー協会社会人委員会において承認された場合、登録を認める。

第3条 罰則規定

社会人委員会及び大会を円滑かつ適正に運営するため、次のとおり罰則規定を定める。なお、各規定によりペナルティの累積が9以下の場合は、社会人委員会役員会により処分を判断するが、10以上の場合は、原則除名とし、そのチームに登録のあった選手、役員は、以後3年間厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができないこととする。

- (1) 虚偽の申請により登録したチームは、その時点で、除名とし、そのチームに登録のあった選手、役員は、以後3年間厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができないこととする。
- (2) 未登録選手または登録選手であっても他の登録選手に成りすました者を起用した場合は、同条(3)の当日不戦敗の扱いとし、さらに、一人につき3ペナルティ、罰金15,000円を上乗せする。
また、その内容が悪質な場合は、原則除名とし、そのチームに登録のあった選手、役員は、以後3年間厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができないこととする。
- (3) 試合の1ヵ月前までに運営担当及び対戦相手に連絡した上の不戦敗は、1ペナルティとする。

上記以外の不戦敗は、原則認めず、罰金10,000円とする。また、1チームにつき年間2試合目からの不戦敗はいかなる理由があっても認めず、罰金10,000円とする。なお、連絡

なく不戦敗となった場合については、原則除名とし、そのチームに登録のあった選手、役員は、以後3年間厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができないこととする。

- (4) 無資格の者が審判を行った場合は、2ペナルティさらに罰金10,000円とする。また、審判服未着用（シャツ・パンツ・ストッキング・ワッペンの全てが対象）の場合は、1ペナルティとする。
- (5) 審判担当者の試合開始予定時刻10分前から試合開始予定時刻までの遅刻は、1ペナルティさらに罰金5,000円、試合開始予定時刻から試合開始予定時刻10分後までの遅刻は、2ペナルティさらに罰金10,000円、未実施は、5ペナルティ、罰金30,000円さらに勝ち点マイナス3とする。なお、ペナルティ及び罰金の対象は、一人一人の審判員とする。（審判服を着用し、審判・選手が集合する場所に居ない場合、遅刻となる）
- (6) 試合結果報告書等速やかに報告を行わなかった場合または、提出しても虚偽の報告書は1ペナルティとする。
- (7) 会場の準備が試合開始予定時刻の10分前までに終わらなかった場合は、両チームに1ペナルティさらに罰金5,000円とする。なお、試合開始予定時刻を過ぎても終わらなかった場合は、両チームともに、同条（3）の当日不戦敗の扱いとし、試合は、実施しない。
- (8) 会場の準備を行わなかった場合は、当該チームのみ同条（3）の当日不戦敗の扱いとし、試合は、実施しない。
- (9) 会場準備担当チームがラインカー、メジャー及び石灰のいずれかを持参しなかった場合は、3ペナルティさらに罰金15,000円とする。
- (10) コーナーフラッグ2本または、試合球を持参しなかった場合は、2ペナルティさらに罰金10,000円とする。
- (11) 会場の片付けを行わなかった場合は、当該チームのみ3ペナルティ、罰金15,000円とする。
- (12) 事業協力等参加予定チームが欠席した場合は、一人につき3ペナルティさらに罰金15,000円とする。
- (13) 上記罰金については、リーグ戦終了後、会計担当に納めることとする。なお、納めない場合は、当該年度中にそのチームに登録のあった選手及び役員は、永久に厚木市サッカー協会社会人委員会に登録することができないこととする。